

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方 に対する県税の猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、県税の納付が困難な場合は、 納税の猶予制度がありますのでご相談ください。

1 納税猶予に該当するケース

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し一時に納税が困難な場合

2 納税猶予の効果

- 最長1年間、納税が猶予されます。(延長できる場合あり)
- 任意の1か月間の収入が対前年(又は前々年)同月比で概ね50%以上減少した場合、猶予期間中の延滞金を全額免除します。
 - ※収入減が 50%に満たない場合でも、延滞金は 1%に軽減されます。(通常 8.8%)

3 対象となる県税

法人県民税、法人事業税、個人事業税、自動車税種別割など県が徴収するほぼすべての税目が対象となります(証紙徴収の方法で納めるものは除きます。)。

4 申請手続き、問い合わせ先

- ・申請書のほか、収入・支出等の状況が分かる資料を提出していただきます。
- ・申請手続き等に関して、詳しくは地域を管轄する県税事務所にお問い合わせくだ さい。

申請方法・様式については、長野県公式ホームページにも掲載しています。 https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/200408tyousyuuyuuyo.html



総務部 税務課 県税徴収対策室

(課長) 傳田 幸一

(室長)近藤 宏一(担当)高野 健一

電 話 026-235-7050 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 2093

F A X 026-235-7081

E-mail zeicho@pref.nagano.lg.jp